

役員及び評議員の報酬等支給基準規程

第1章 総 則

(目的及び意義)

第1条 この規程は、ミハル福社会、役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定める事を目的とし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 評議員とは、定款第15条に基づき置かれている者をいう。

第2章 役員報酬

(支給対象)

第3条 理事及び監事、評議員に支給することができる。

(支給金額)

第4条 無報酬とする。

(費用)

第5条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

第6条 この規程の変更は、評議員会の決議を経て行う。

附則

2. この規程は、平成29年5月27日から施行する。